

旅費制度の改正について

1 趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として、「国家公務員等の旅費に関する法律」が令和 7 年 4 月 1 日に改正されたことに準拠し、本区の旅費制度を改正する。

2 主な改正内容

(1)種目及び内容の改正

	項目	改正内容
①	鉄道賃	特急(片道 100 km以上)、急行(片道 50 km以上)、及び座席指定料金(急行片道 100km以上)の <u>距離制限を廃止</u> 。
②	宿泊料	現行の定額支給から、地域の実情を勘案した <u>上限付きの実費支給</u> とする。
③	旅行雑費の廃止 宿泊手当の支給	・ <u>「旅行雑費」を廃止</u> し、目的地内の交通費は実費支給とする。 ・宿泊を伴う旅行の際に、夕朝食代の補助費用を含む諸雑費に充てるための種目として <u>「宿泊手当」</u> を支給する。

(2)運用の改正

①旅行命令簿等の紙様式類を条例上廃止し、システム化を促進。

②旅費の支給対象の見直し

旅行者に対する旅費の支給に加えて、旅行代理店、クレジットカード会社等（旅行役務提供者）に対する旅費相当額の直接支払いを可能とする規定を新設。

③旅費の適正な支出の確保

過払い・誤支給となった旅費を旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設。

④人事管理システムの機能改善

旅費の申請手続きについて、職員アンケートの結果を踏まえ、より使いやすくなるよう機能改善を行う。

3 改正する条例

- ・ 東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例
- ・ 東京都台東区長等の給料等に関する条例
- ・ 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
- ・ 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 東京都台東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例
- ・ 東京都台東区職員の旅費に関する条例

4 施行日

令和8年4月1日

5 補正予算額（案）

債務負担行為限度額（令和7～8年度）21,701千円

6 今後の予定

令和8年4月以降 運用開始

宿泊にかかる旅費の制度移行イメージ（内国旅行）

別紙

現行

宿泊料

- 一泊当たりの費用を定額支給
- 職や給料表の級に応じて支給額を決定
- 甲地方・乙地方に区分を分けて金額を設定
- 宿泊料には、夕朝食代を含む

旅行雑費

- 日ごとに定額で支給（1泊2日の場合、2日分を支給）
- 昼食代等の諸雑費及び出張先の同一地域内の交通費に充てるための旅費として支給
- 職や給料表の級に応じて支給額を決定

現行

宿泊料（定額支給）

	区長 議長・ 副議長	副区長 区議	6級以上 の者	5級の者	4級以下 の者
甲地方	16,500円	15,000円	15,000円	13,500円	11,000円
乙地方	14,900円	13,500円	13,500円	12,000円	10,000円

旅行雑費（定額支給）（一泊二日の場合）

	区長 議長・ 副議長	副区長 区議	6級以上 の者	5級の者	4級以下 の者
定額	3,300円 ×2日	3,000円 ×2日	3,000円 ×2日	2,600円 ×2日	2,200円 ×2日

制度移行後

宿泊費・宿泊手当

- 素泊まりにかかる費用を、実費支給
- 区分を簡素化し、部長級以下の職員は全て同額
- 都道府県別に上限額を設定
- 夕朝食代を含む諸雑費代として宿泊手当（定額）を創設（宿泊費に夕朝食が含まれる時は減額調整する）

廃止

- 旅行雑費は廃止する
- 同一地域内の交通費は、鉄道賃等により実費額を支給
- 公務上タクシーを要する場合は、その他交通費として旅費で支給
- 制度移行後、出張中の昼食代は不支給

制度移行後

宿泊費（上限付き実費支給）＋宿泊手当（定額）

	区長 議長・副議長	副区長 区議	部長級 以下職員	宿泊手当 (1泊)
埼玉・東京・京都	40,000円	27,000円	19,000円	2,400円 ※
⋮	⋮	⋮	⋮	
福島・鳥取・山口	17,000円	11,000円	8,000円	

※宿泊費に夕朝食のうちいずれか一食分が含まれる場合は2/3支給、夕朝食とも含まれる場合は1/3支給

廃止

東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正 新旧対照表（付則第7項による改正）

改 正 案	現 行
別表（第2条関係） (略) 備考 交通費については、東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第19号）に定める鉄道賃、船賃、航空賃及び <u>その他の交通費</u> の例による。	別表（第2条関係） (略) 備考 交通費については、東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第19号）に定める鉄道賃、船賃、航空賃及び <u>車賃</u> の例による。

（東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 前項の規定による改正後の東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、令和8年4月以後の月分の政務活動費について適用し、同月前の月分の政務活動費については、なお従前の例による。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例の一部改正

新旧対照表（付則第9項による改正）

改 正 案	現 行
（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、東京都台東区職員の旅費に関する条例（<u>令和7年 月台東区条例第 号</u>）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。	（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、東京都台東区職員の旅費に関する条例（<u>昭和26年9月台東区条例第14号</u>）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部改正 新旧対照表（付則第10項による改正）

改 正 案	現 行														
（旅 費） 第3条 （略） 2 旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、東京都台東区職員の旅費に関する条例（<u>令和7年 月台東区条例第 号</u>。以下「旅費条例」という。）の例による。 3 旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とし、その額は、別表第2に定めるところによる。 <u>別表第2</u> <u>区長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）中、内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額</u> <u>副区長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程中、指定職職員等相当額</u>	（旅 費） 第3条 （略） 2 旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、東京都台東区職員の旅費に関する条例（<u>昭和26年9月台東区条例第14号</u>。以下「旅費条例」という。）の例による。 3 旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料</u>及び死亡手当とし、その額<u>のうち旅費条例により難しいものについて</u>は、別表第2に定めるところによる。 <u>別表第2</u> <u>（1） 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃</u> <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="2">鉄 道 賃</td><td>内国旅行（旅費条例に規定する近接地内旅行を除く。）</td><td>旅費条例第20条に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの実費額</td></tr><tr><td>外国旅行</td><td>次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金の範囲内の実費額</td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>1 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>2 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合に</u></td></tr></table>	区分		支給額	鉄 道 賃	内国旅行（旅費条例に規定する近接地内旅行を除く。）	旅費条例第20条に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの実費額	外国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金の範囲内の実費額			<u>1 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃</u>			<u>2 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合に</u>
区分		支給額													
鉄 道 賃	内国旅行（旅費条例に規定する近接地内旅行を除く。）	旅費条例第20条に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの実費額													
	外国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金の範囲内の実費額													
		<u>1 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃</u>													
		<u>2 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合に</u>													

			は、<u>上級の旅客運賃</u> 3 <u>旅客運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃</u> 4 <u>前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第32条第4号に規定する旅客運賃並びに同条第5号に規定する急行料金及び寝台料金</u>
	船賃	内国旅行	次に規定する旅客運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額 1 <u>旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の旅客運賃（中級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の旅客運賃）</u> 2 <u>旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃（上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の直近下位の級の旅客運賃）</u> 3 <u>旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</u> 4 <u>前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第21条第1項第4号に規定する寝台料金、同項第5号に規定する特別船室料金及び同項第6号に規定する座席指定料金</u>
	外国旅行	区長	次に規定する旅客運賃及び寝台料金の範囲内の実費額 1 <u>旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の</u>

				<u>場合には、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の旅客運賃）</u> <u>2 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</u> <u>3 前 2 号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第 3 3 条第 3 号に規定する旅客運賃及び同条第 4 号に規定する寝台料金</u>
	副 区 長	次	<u>次に規定する旅客運賃及び寝台料金の範囲内の実費額</u> <u>1 旅客運賃の等級を 2 以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する旅客運賃</u> <u>イ 最上級の旅客運賃を更に 4 以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の直近下位の級の旅客運賃</u> <u>ロ 最上級の旅客運賃を更に 3 に区分する船舶による旅行の場合には、その内の中級の旅客運賃</u> <u>ハ 最上級の旅客運賃を更に 2 に区分する船舶による旅行の場合には、その内の下級の旅客運賃</u> <u>2 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</u> <u>3 前 2 号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第 3 3 条第 3 号</u>	

			に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金		
外国旅行の航空賃	区長	次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額			
		1 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃			
		2 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃			
		3 前2号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第34条第1項第3号に規定する旅客運賃			
		副区長	次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額		
			1 旅客運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、中級の旅客運賃		
	2 旅客運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の旅客運賃				
	3 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃				
	4 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第34条第1項第3号に規定する旅客運賃				
	(2) 内国旅行の旅行雑費、宿泊料及び食卓料				
	区分	旅行雑費(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
			甲地方	乙地方	
	区長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円
副区長	3,000円	15,000円	13,500円	3,000円	
備考					
1 宿泊料の甲地方及び乙地方の区別は、旅費条例の例による。					

2 旅費条例に規定する近接地内の旅行の場合における旅行雑費の額は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(3) 外国旅行の旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分		旅行雑費(1日 につき)	宿泊料(1夜 につき)	食卓料(1夜 につき)
区 長	指定都市	9,400円	29,000円	8,000円
	甲地方	7,900円	24,200円	
	乙地方	6,300円	19,400円	
	丙地方	5,700円	17,400円	
副 区 長	指定都市	8,300円	25,700円	7,700円
	甲地方	7,000円	21,500円	
	乙地方	5,600円	17,200円	
	丙地方	5,100円	15,500円	

備考

1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区別は、旅費条例の例による。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正 新旧対照表

(付則第11項による改正)

改 正 案	現 行
(旅 費) 第3条 (略) 2 前項に定める旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とし、その額は、副区長相当額とする。 (給料、旅費その他の給与の支給方法等) 第5条 (略) 2 旅費の支給方法は、東京都台東区職員の旅費に関する条例(<u>令和7年 月台東区条例第 号</u>)の適用を受ける職員の例による。	(旅 費) 第3条 (略) 2 前項に定める旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料</u>及び死亡手当とし、その額は、副区長相当額とする。 (給料、旅費その他の給与の支給方法等) 第5条 (略) 2 旅費の支給方法は、東京都台東区職員の旅費に関する条例(<u>昭和26年9月台東区条例第14号</u>)の適用を受ける職員の例による。

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新旧対照表 (付則第12項による改正)

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第7条 (略) 2 前項の旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合の旅費の額は、区長相当額とする。 3 (略)	(費用弁償) 第7条 (略) 2 前項の旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u>とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合の旅費の額は、区長相当額とする。 3 (略)

東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新旧対照表（付則第13項による改正）

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の <u>種目</u> は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u> とし、その額は、副区長相当額とする。 4 （略）	（費用弁償） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の <u>種類</u> は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u> とし、その額は、副区長相当額とする。 4 （略）

東京都台東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表

（付則第14項による改正）

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第4条 （略） 2 前項に定める旅費の <u>種目</u> は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u> とし、その額及び支給方法は、区規則で定める。	（費用弁償） 第4条 （略） 2 前項に定める旅費の <u>種類</u> は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u> とし、その額及び支給方法は、区規則で定める。

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表
(付則第15項による改正)

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第4条 (略) 2 前項に定める旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額は、東京都台東区職員の旅費に関する条例(<u>令和7年 月台東区条例第 号</u>。以下「旅費条例」という。) <u>の適用を受ける職員</u>相当額とする。 3 (略)	(費用弁償) 第4条 (略) 2 前項に定める旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u>とし、その額は、東京都台東区職員の旅費に関する条例(<u>昭和26年9月台東区条例第14号</u>。以下「旅費条例」という。) <u>中6級の職務にある者</u>相当額とする。 3 (略)

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表 (付則第16項による改正)

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>の7種とし、その額は、東京都台東区職員の旅費に関する条例(<u>令和7年 月台東区条例第 号</u>) <u>の適用を受ける職員</u>相当額とする。	(費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>の7種とし、その額は、東京都台東区職員の旅費に関する条例(<u>昭和26年9月台東区条例第14号</u>) <u>中6級の職務にある者の旅費</u>相当額とする。

東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表（付則第１７項による改正）

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第３条 （略） ２ 費用弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、東京都台東区職員の旅費に関する条例（<u>令和７年 月台東区条例第 号</u>）の適用を受ける職員相当額とする。 ３ 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。	（費用弁償） 第３条 （略） ２ 費用弁償の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とし、その額は、東京都台東区職員の旅費に関する条例（<u>昭和２６年９月台東区条例第１４号</u>）<u>中６級の職務にある者</u>相当額とする。<u>ただし、その額が４,０００円に満たないときは、４,０００円とする。</u> ３ 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。<u>ただし、旅行雑費の減額に関する規定は、適用しない。</u>

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

１８ 付則第９項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- （１） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例
- （２） 東京都台東区長等の給料等に関する条例
- （３） 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
- （４） 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- （５） 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- （６） 東京都台東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- （７） 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
- （８） 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
- （９） 東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例